

佐賀県市町会館の設置及び管理に関する条例施行規則

趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県市町会館の設置及び管理に関する条例 令和三年佐賀県市町総合事務組合条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

会館の範囲)

第二条 会館の範囲は、事務及び事業の用に供する建物並びにこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらの敷地とする。

会館管理の基本原則)

第三条 会館は、佐賀県市町総合事務組合管理者 以下「管理者」という。）の管理に属するものとし、管理者は、会館の保全と秩序の維持に努めなければならない。

2 会館に入ろうとする者は、会館内における事務及び事業の遂行を阻害し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしないよう留意しなければならない。

休館日)

第四条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律 昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日 前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、会館を臨時に閉館し、又は休館することができる。

会議室の使用許可)

第五条 会議室を使用しようとする者は、佐賀県市町会館会議室予約システム 以下「会議室予約システム」という。）により使用の申請を行い、許可を受けなければならない。ただし、これにより難い場合は、会議室使用許可申請書 様式第一号）によるものとする。

2 前項の許可は、会議室予約システムによりこれを行うものとする。ただし、これにより難い場合は、申請者に対し、会議室使用許可書 様式第二号）を交付するものとする。

3 管理者は、条例第四条第二項の条件に違反した者に対し、違反事項の是正を命じることができる。

4 前項の命令に従わないときは、管理者は、許可条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

5 会議室予約システムの利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
申請の取下げ又は変更)

第六条 会議室の使用許可を受けた者 以下「使用者」という。) は、前条第一項の許可を受けた後に、これを取り下げ、又は申請内容を変更するときは、直ちに会議室予約システムにより管理者に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、書面により届け出ることができる。

使用者の遵守事項)

第七条 使用者は、この規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 善良な管理者の注意をもって会館及び会館内の備品等 以下「会館等」という。) を使用すること。
- 二 使用許可の目的以外の用に供さないこと。
- 三 許可以外の設備又は工作物を設けないこと。
- 四 使用者の責めに帰すべき事由により会館等を汚損し、毀損し、又は滅失その他の行為により、会館に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- 五 その他管理者が指示する事項

使用権譲渡等の制限)

第八条 使用者は、会議室を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

使用料の納付)

第九条 使用者は、条例第六条に定める使用料を使用日の七日前までに納付しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

使用料の減免)

第十条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条第二項に規定する使用料の一部を減額し、又は全部を免除することができるものとする。

- 一 佐賀県内の市町、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県市議会議長会、佐賀県町村議会議長会、公益財団法人佐賀県市町村振興協会又は佐賀県が、市町職員を対象とした研修に使用するとき。

二 佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県市議会議長会又は佐賀県町村議会議長会が主催する会議、説明会、講演会、セミナー等 以下「会議等」という。) に使用するとき。

三 入館団体 前号に掲げる団体を除く。) が主催する会議等に使用するとき。

四 国又は佐賀県が市町を対象とした会議等に使用する場合で、市町行政に関わる会議等と判断することができるとき。

五 その他管理者が特に必要と認めるとき。

会館の貸付け)

第十一条 管理者は、会館の一部を地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十八条の四第二項第四号の規定に基づき貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けに係る賃借料の額は、別表のとおりとする。

立入の制限等)

第十二条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館への立ち入りを制限し、又は禁止することができる。

一 陳情等の目的で多数の者が会館に立ち入ろうとする場合において、会館の秩序の維持のため必要があると認められるとき。

二 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

三 その他会館の管理上支障があると認められるとき。

禁止又は退去命令)

第十三条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、会館の秩序の維持のため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は会館からの退去を命ずることができる。

一 正当な理由がなく、危険物を会館に持込み、又は持込もうとする者

二 めいてい等により他人に迷惑を及ぼし、又は会館の施設設備を破損し、若しくは汚損するおそれのある者

三 営利を主たる目的として会館を使用しようとする者

四 その他会館の秩序の維持に支障をきたすような行為をし、又はしようとする者

管理の細則)

第十四条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和三年八月十日から施行する。

2 佐賀県自治会館の管理に関する条例施行規則 平成十九年佐賀県市町総合事務組合規則第二十七号) は、廃止する。

別表 第十一条関係
会館賃借料

敷地		建物 許可対象施設を除く	種別	
駐車場 北側	駐車場 南側		面積等	単位
一区画	一区画	一平方メートル	一月	期間
五、五〇〇円	七、七〇〇円	二、八〇〇円		賃借料